

学校いじめ防止等のための基本方針



平成29年4月改訂

秋田県立湯沢翔北高等学校

(TEL 0183-79-5200)

I いじめの理解

1 いじめとは ～いじめの定義～

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義される。

《解説》

- ・「一定の人的関係」とは
学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等の生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは
身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する（インターネットを通じて行われるものを含む。）。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者(A)も行為の対象になった者(B)も生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれておらず、「自分よりも弱いものに対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素は含まれていない。

いじめには、遊びやふざけあいに見えるものであっても見えないところで被害が発生している場合や、いじめを受けていても様々な理由で本人がその事実を否定する場合があることなどを踏まえ、生徒が感じる被害性に着目し、当該生徒の表情や様子、周辺の状況等をきめ細かく観察することなどにより、背景にある事情を確認することが必要である。

その際、個々の行為が、法律や条例上の「いじめ」に当たるか否かの判断は、「いじめ防止対策組織」が行う。

2 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめられている子どもの気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして)さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥る。
- ・ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向ける。

4 いじめている子どもの気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わる。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化している。

5 いじめの原因

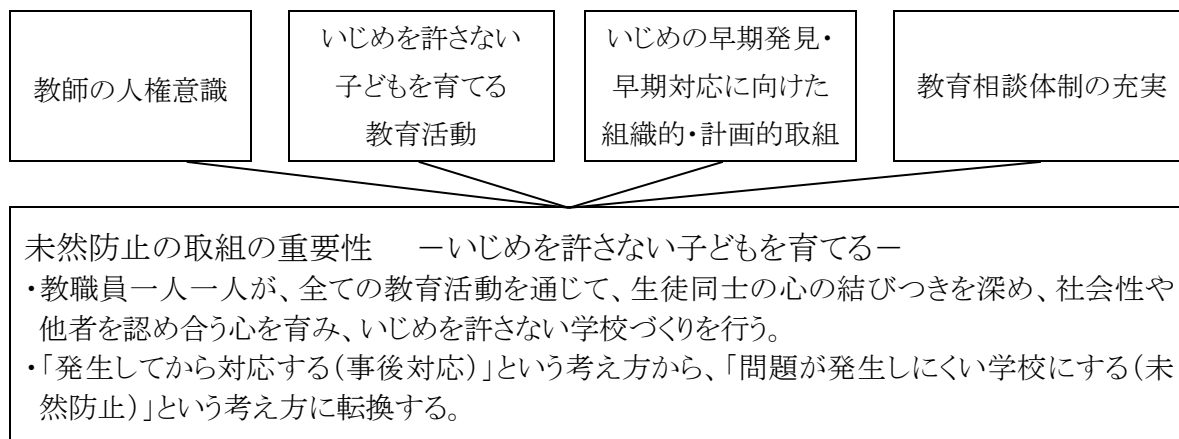
- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異(個性)を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

6 いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめの未然防止

1 いじめを許さない学校・HRづくり



2 いじめ防止の手立て

① 教職員の基本姿勢

いじめはHRを中心とした集団の状態が強く影響する。HRをはじめとして、学校全体でいじめをさせない、見逃さない雰囲気をつくる役割を教職員が行う。

② 落ち着いた生活環境

いじめが起りやすいHRは、ルールが不明確で、全体の規範意識が低下している傾向がある。学校のルール、やっていいことと悪いこと等の基準を生徒にわかりやすく示す。

③ 魅力的な授業

学校生活が安定し、充実したものになれば、いじめは起りにくくなる。そのために、学校生活の中心とも言える授業が魅力的で、どの生徒も活躍できる場となるようにする。

④ HR活動

いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。HR内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループエンカウンター等の社会性を育てるためのプログラムを活用する。また、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面したときの対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用する。

⑤ いじめ防止対策組織の設置(いじめ防止対策委員会)

教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談部主任、養護教諭等でいじめ防止対策組織(いじめ防止対策委員会)を設置し、いじめ防止対策の全体計画の検討・実施・点検を行う。また、いじめの事例の研修会等を実施し、いじめの防止に努める。

⑥ 学校行事

生徒たちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

⑦ 生徒会活動

生徒たちが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。

⑧ 保護者との信頼関係

いじめる側の生徒たちの中には、保護者から十分な愛情を注がれていない生徒も少なくない。積極的に保護者との信頼関係構築に努め、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの予防に取り組む。

Ⅲ いじめの早期発見

「いじめ」に該当する事象は、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る。いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、「単なるいさかいである」、「よくある人間関係のトラブルである」など安易に判断するのではなく、いじめの定義にある4つの要素を確認し、「いじめ」に当たるか否かの判断を組織的に行い、いじめを正確に漏れなく認知する。

1 いじめ発見の手立て

① 日常の交流による発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

② 複数の目による発見

多くの教師が様々な教育活動を通して生徒に関わることにより、発見の機会を多くする。

③ アンケート調査

「いじめ(悩みごと)アンケート」等の調査を学校全体で計画的に実施し、アンケートを複数の教員で閲覧し、問題がないかを探る。また、記述内容の分析には、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

④ 教育相談による把握

学校全体として定期的な面談の実施や、生徒が希望するときには面談ができる体制を整える。

⑤ 生徒会主体による取組

生徒会が自発的、自治的にいじめ防止を訴え、解決を図れるように活動を支援する。

2 保護者や地域からの情報提供

いじめに対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴え(情報)を真摯に受け止める。

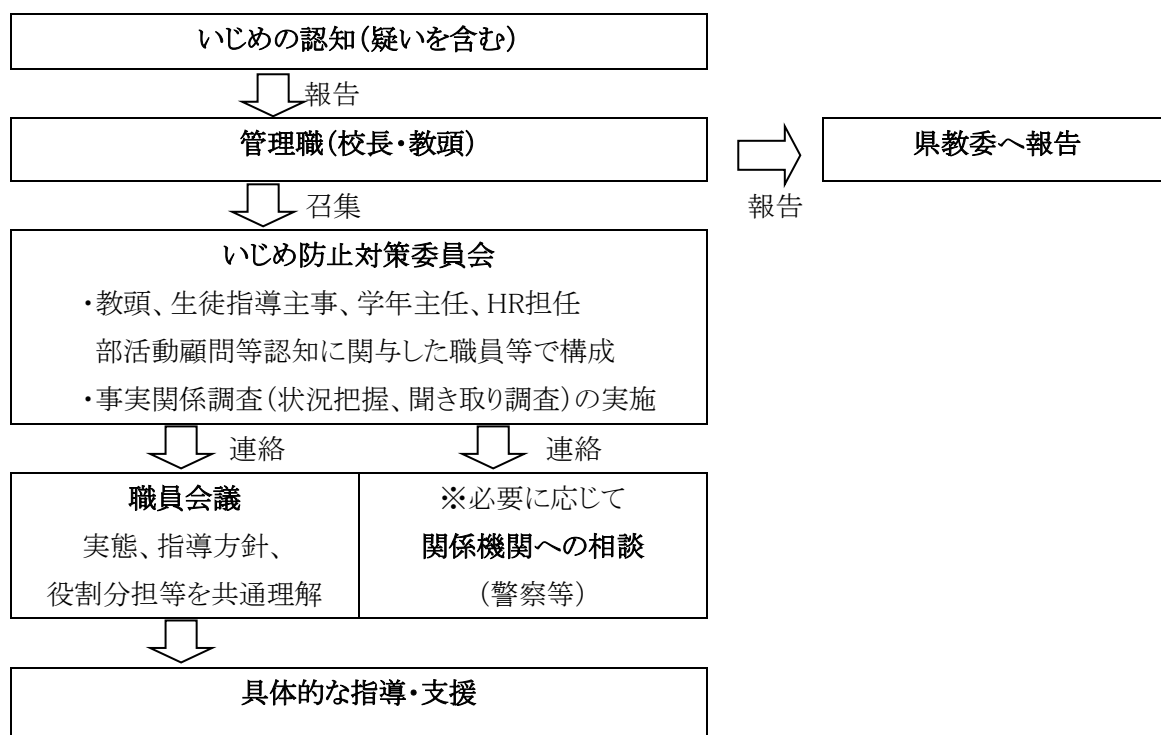
IV いじめの解決

いじめに関する疑いがあった時点から、HR担任や部活動顧問などの個々の教職員が抱え込むのではなく、学校として組織的に対応する。さらに、家庭や地域社会との連携協力の下、いじめを受けた生徒やいじめを通報・相談を行った者の個人情報の保護や生命・身体等の安全を確保した上で、いじめを行った生徒に対しては、その行為の背景にも着目しながら教育的配慮の下、適切な指導を行うとともに、保護者に適切かつ真摯に対応することなどが大切である。

1 学校の組織的対応(いじめ防止対策委員会)

教頭、生徒指導主事、学年主任、HR担任及び認知に関与した職員等によりいじめ防止対策委員会を設置し、いじめの対応にあたる。いじめの態様、関係者、被害者、加害者などの情報を整理し、緊急度や危険度を確認し対応方針を決定する。

2 対応の手順



3 重大事態への対処

いじめが、次に定める重大事態と認められる場合、速やかに事実関係を明確にする調査を行い、事態に対処する。同時に、同種の事態の発生の防止に必要な措置を講ずる。

4 いじめの具体的な指導・支援・対応

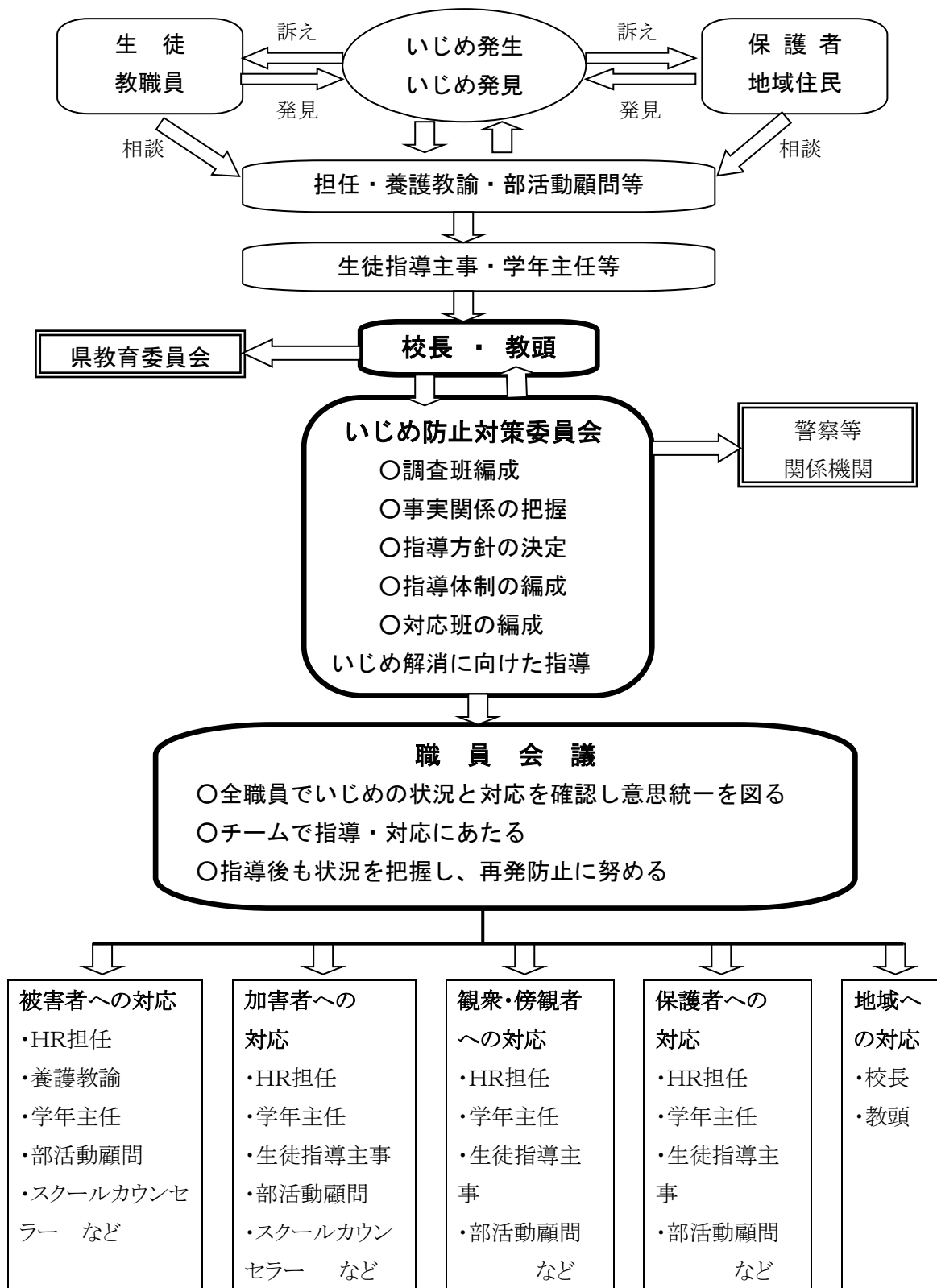
(1) いじめの被害生徒への支援、加害生徒への指導

	いじめられている生徒への支援	いじめている生徒への指導
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として「なんとしても守る」という姿勢を示す ・いじめの状況を把握し、生徒の安全確保を最優先する ・家庭と連携して、しっかりと見守る ・いじめ解消後も再発していないか観察を続ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは絶対に許されない行為であることを厳しく指導する ・いじめられた心の痛みを理解させる ・いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるよう指導する ・当該生徒自身の問題行動の解決を図る
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況(負傷等) ・金品の被害状況 ・警察への被害届け提出の意思 ・カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの原因(学校生活や家庭生活でのイライラやむかつきなど) ・学校の友人関係 ・家庭環境の変化 ・カウンセリングの必要性
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化 ・PTSD自殺危険度 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的背景 ・加害者が被害者になり得る

(2) HRへの指導

いじめは、いじめられた生徒といじめた生徒だけの問題だけではなく、周りの生徒の態度によって、いじめは助長されたり、抑止されたりする。いじめは当事者だけの問題だけではなく、周りにいる観衆、傍観者といわれる人たちの存在が大きいことを生徒に理解させる必要がある。

5 いじめ防止対策組織図



6 秋田県の主な相談電話一覧

◎秋田県教育委員会

なやみいおう

○「24時間いじめ相談ダイヤル」(全国统一ダイヤル) 0120-0-78310

☆24時間いつでも、いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談に応じます。

○「いじめ緊急ホットライン」(「すこやか電話」) 0120-377-943

☆いじめ問題に悩む子どもの相談に応じます。

○「すこやか電話」

☆不安や悩み等を抱えている生徒や直接学校に相談できない保護者等の相談に応じます。

・総合教育センター 0120-377-804

・南教育事務所雄勝出張所 0120-377-949

◎ 関係機関

○「やまびこ電話」(24時間対応)

☆子どもからの相談及び家族、地域住民等からの少年の非行等に関する相談に応じます。

・県警察本部少年課 018-824-1212

○「チャイルド・セーフティ・センター」(24時間対応)

☆問題行動、いじめ、児童虐待、不登校、自殺等の子どもの悩みについての相談に応じます。

・県警察本部 018-831-3421

○「子ども・家庭110番」

☆18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。

・中央児童相談所 0120-42-4152

○「秋田いのちの電話」

☆こころの危機を抱えいろいろな悩みをもっている人の相談に応じます。

・いのちの電話事務局 018-865-4343

○児童相談所電話相談

☆育児や子育てなどの悩みをもっている人の相談に応じます。

・南児童相談所 018-32-0500

○「子どもの人権110番」

☆いじめ、虐待など子どもをめぐる人権問題に関する相談に応じます。

・秋田地方法務局 0120-007-110

○「こころの電話」

☆子どもの問題(癡、養育、発達、不登校など)に関する相談に応じます。

・県精神保健福祉センター 018-831-3939